

令和5年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託
(長期継続契約) プロポーザル実施要領

第1 趣旨

加東市介護老人保健施設ケアホームかとう（以下「ケアホームかとう」という。）の給食業務について、本施設の入所者等への療養及び介護の一環として安全かつ安定的に給食を提供することができる者を選定するために実施する。

第2 業務概要

1 業務名 令和5年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託
(長期継続契約)

2 業務内容

業務の内容は、ケアホームかとうでの給食業務（以下「給食業務」という。）であり、主な内容は次のとおりとする。（詳細は、加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務基本仕様書（以下、「基本仕様書」という。）及び加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務標準作業基準（以下「標準作業基準」という。）を参照すること。）

- (1) 給食献立の作成、給食材料の発注、検収、検品、保管及び在庫の管理等
- (2) 調理及び盛付け
- (3) 配膳、配茶、下膳
- (4) 食器の洗浄及び消毒
- (5) 厨房及び器材の衛生管理
- (6) その他給食業務に関し、必要な業務

3 業務期間 令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

契約締結日の翌日から令和5年11月30日までを準備期間とし、その間の委託料は発生しないものとする。

4 委託料の上限額

60,120千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

〈内訳〉 令和5年度 6,680千円（4箇月分）

令和6年度 20,040千円（年額）

令和7年度 20,040千円（年額）

令和8年度 13,360千円（8箇月分）

(長期継続契約に係る特約)

翌年度以降の委託料の予算について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。なお、これにより、加東市が契約を解除し、受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を請求できるものとする。

- 5 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（令和27年加東市条例第26号）を適用する。

第3 参加資格

- 1 参加事業者プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日現在で「令和5年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者として基準を満たすことが認められるものにあつては、当該登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。提出書類は写し可とする。

ア 登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

イ 取引先一覧及び会社の概要

ウ 財務諸表（直近1年）法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

エ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書：その3の3）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税全ての納税証明書

オ 印鑑証明書（証明年月日が参加申し込み提出前3か月以内）

- (2) 参加申込期限日において、国、地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
(4) 公告日現在で、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
(6) 平成30年度以降に50床以上の高齢者施設、医療機関において給食業務を元請けで受託し、3年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
(7) 災害危機等の際でも委託業務を遂行できるよう、公益社団法人日本メディカル給食協会と代行補償契約を締結すること。
(8) 平成30年度以降、兵庫県内の受託先において、食中毒等の事故により、業務停止処分を受けていないこと。

- 2 前項第1号ただし書の規定は本プロポーザルの参加資格に関する特例であつて、同号ただし書の規定により加東市指名競争入札参加資格者名簿に追加登録されるものではない。

第4 参加申込書兼誓約書の提出及び資格審査結果の通知

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書兼誓約書（様式1）を提出すること。病院事業管理者（以下「管理者」という。）は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

1 参加申込書兼誓約書の提出

(1) 提出部数 1部

(2) 提出期限 令和5年6月28日（水）17時

(3) 提出方法

次の書類を添えた参加申込書兼誓約書（様式1）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送した者は、郵送の後に電話にてその旨を報告すること。

ア 第3 参加資格 1(6)の受託実績を証明する受託実績届出書（様式2）

イ 84円切手を貼付した長形3号封筒

ウ 第3 参加資格 1(1)アからオまでに掲げる書類（加東市指名競争入札参加資格者名簿の役務提供に登録されていない者のみ）

エ 会社概要、決算書（直近のもの）

(4) 提出先

名称 加東市介護老人保健施設ケアホームかとう

所在地 兵庫県加東市家原130番地

(5) 持参の場合の提出時間 8時30分～17時（平日に限る）

2 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格結果通知は令和5年7月4日（火）付けで書面（郵送）により送付する。

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする）で管理者に説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年7月7日（金）17時

イ 提出先 第4 1(4)に同じ。

ウ 提出方法

電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、送信後に電話にてその旨を報告するものとする。

(3) 前号により説明を求められたときは、管理者は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

第5 質問の受付及び回答

この実施要領、基本仕様書、標準作業基準、加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託企画提案書作成要領（以下、「企画提案書作成要領」という。）

及び見積書の作成・提出、その他プロポーザルに関する質問の受付及びその回答については、次のとおりとする。

1 質問提出期限 令和5年7月10日(月) 17時

2 質問提出方法

質問書(様式3)を電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信したときは、送信後に電話にてその旨を報告すること。

3 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和5年7月13日(木)に参加資格を有すると認められた者全員に電子メールで送信する。

第6 現場確認

参加申込書兼誓約書(様式1)を提出し参加資格を認められた者は、現場を確認することができるものとする。なお、現場を確認することができる期日は、令和5年7月5日(水)9時から7月10日(月)17時までとし、事前にケアホームかとうに連絡、日程調整をしなければならない。

第7 辞退届の提出

本プロポーザルの参加申込書の提出後に本プロポーザル参加を辞退しようとする者は、次のとおり辞退届(様式4)を病院事業管理者に提出するものとする。

(1) 提出書類 辞退届(様式4)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和5年7月19日(水) 17時

(4) 提出先 第4 1(4)に同じ。

(5) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送した際は、郵送の後に電話にてその旨を報告すること。

また、本プロポーザルへの参加を辞退したことを理由として、今後、市が行う業務において不利な取り扱いをされることはない。

(6) 持参の場合の提出時間 第4 1(5)に同じ。

第8 企画提案書の提出

参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

1 企画提案書

(1) A4版両面印刷したもので、30ページ以内(ページ番号を付すこと。)とする。

(2) 提出部数

ア 正本(押印有り) 1部

イ 副本(押印不要) 7部

- (3) 提出期限 令和5年7月21日（金）17時
- (4) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送した際は、郵送後に電話にてその旨を報告すること。
- (5) 提出先 第4 1(4)に同じ。
- (6) 持参の場合の提出時間 第4 1(5)に同じ。
- (7) その他 企画提案書の作成については、企画提案書作成要領を参照すること。

2 見積書

- (1) 提出部数 1部
- (2) 見積書に記載する金額は、企画提案書作成要領3(4)によること。
- (3) 提出期限、提出方法及び提出先については、企画提案書に同じ。

3 注意事項

- (1) 提出された企画提案書、見積書その他の書類は返却しない。
- (2) 提出後の企画提案書、見積書その他の書類の変更及び差替えは認めない。
- (3) ケアホームかとうから企画提案書等の内容について質問があったときは、2営業日以内に回答すること。

第9 一次審査（書類審査）

1 参加者から提出された企画提案書等を別表令和5年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）によって書類審査を行い、二次審査に進む上位3者を選定する。その結果を令和5年8月2日（水）に全参加者に書面で通知する。この場合において、選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で管理者に説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和5年8月7日（月）17時
- (2) 提出先 第4 1(4)に同じ。
- (3) 提出方法
電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、送信後に電話にてその旨を報告すること。
- (4) 管理者は、選定されなかった理由を求める書類が提出されたときは、速やかに書面で回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企画提案書等を提出した者が3者以下である場合は、資格事項に係る審査のみを担当課が行い、失格とならなかった全ての者が二次審査に進むものとする。

3 一次審査は、上位3者を選定するためにのみ行い、一次審査の評点は、二次審査に加算しないものとする。

第10 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は、参加者が次により行うプレゼンテーションに対してプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が審査基準によって審査を行う。

- 1 プレゼンテーション実施日 令和5年8月17日（木）にプレゼンテーションを行うものとする。また、プレゼンテーションを行う場所、日時等は一次審査結果通知と併せて通知する。
- 2 内容 プレゼンテーション及び質疑応答
- 3 持ち時間 プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分以内とする。
- 4 出席者は、業務の担当者となる予定の者（主たる担当者を含む3名以内）とする。
- 5 当日の追加の資料配布は認めないものとする。ただし、ケアホームかとうが追加資料の提出を求めた場合は、この限りではない。
- 6 プレゼンテーションに用いる機器等は、参加事業者が準備するものとする。（プロジェクター・スクリーンはケアホームかとうが準備する。）

第11 受託候補者の選定及び結果の通知

- 1 委員会は、二次審査の結果により、評価点の合計点が最上位の者を受託候補者に選定し、併せて次点を選定する。ただし、評価点が同じ提案者が複数あった場合は、基本的な項目の評価点の高い者を上位とし、この項目においても評価点と同じ場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。これによっても差がない場合は、くじ引きにより選定する。
- 2 受託候補者の選定に係る結果は、令和5年8月22日（火）に二次審査の全参加者に書面で通知する。
- 3 受託候補者として選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で管理者に説明を求めることができる。
 - (1) 提出期限 令和5年8月25日（金）17時
 - (2) 提出先 第4 1(4)に同じ。
 - (3) 提出方法
電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、送信後に電話にて送信した旨を報告すること。
 - (4) 管理者は、選定されなかった理由を求められた書類が提出されたときは、速やかに書面により回答するものとする。

第12 契約の締結

- 1 管理者は、受託候補者に選定された者と契約締結の交渉を行う。
- 2 受託候補者との交渉により契約が成立しなかったときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

第13 失格事由

次のいずれかに該当するときは、失格とし、審査の対象から除外する。

- 1 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- 4 前3項に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査規定に反する行為がある場合

第14 その他

- 1 提出する書類の作成、提出等に要する費用、プレゼンテーションに要する費用等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- 2 企画提案に対する報酬は、支払わない。
- 3 提出された書類は、返却しない。
- 4 本プロポーザルの参加資格を有すると認められた後に参加を辞退しようとする者は、辞退届（様式4）を提出すること。なお、辞退したことを理由として、今後市が行う業務において不利な取り扱いをされることはない。
- 5 契約の締結に当たっては、ケアホームかとうと受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結することとする。
- 6 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消し、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- 7 受託者から提出された書類（企画提案書を含む）は加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の参加者から提出された書類を含む。）は、同条例の規定に基づき公開することがある。
- 8 加東市病院事業プロポーザル審査委員会の会議は、非公開とする。審査結果は、受託候補者選定後に加東市のホームページに公表する。

第15 スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 実施の公告及び実施要領等の配布 | 令和5年6月14日（水） |
| 2 参加申込書兼誓約書の提出期限 | 令和5年6月28日（水） 17時 |
| 3 資格審査結果の通知 | 令和5年7月4日（火） |
| 4 質問提出期限 | 令和5年7月10日（月） 17時 |
| 5 質問回答日 | 令和5年7月13日（木） |

6	企画提案書提出期限	令和5年7月21日（金）17時
7	一次審査結果通知	令和5年8月2日（水）
8	二次審査	令和5年8月17日（木）
9	二次審査結果通知	令和5年8月22日（火）

第17 連絡（問合せ）先

郵便番号 673-1451

住所 兵庫県加東市家原130番地

名称 加東市介護老人保健施設ケアホームかとう

担当 吉田 文

電子メールアドレス carehome@city.kato.lg.jp

電話番号 0795-42-5177

FAX番号 0795-42-6635

別表

令和5年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託
プロポーザル審査基準

(1) 評価基準

提案書の審査項目及び評価項目並びに配点は、次のとおりとする。

審査項目		評価項目	配点
基本的な項目	(1) 調理業務に対する考え方、新しい取り組み	①療養（一般食、療養食、アレルギー食などの提供）と介護の一環（行事食、イベント食などの実施）としての給食に関する考え方及び取り組み内容	25点
		②食欲不振や嚥下不良等の個別対応、食材の加工（ミキサー食、刻み食、あんかけ食など）や栄養補助食品についての考え方及び取り組み内容	
業務に関する項目	(2) 安全衛生管理	①厨房や食材の衛生管理体制	20点
		②食品管理（食材確保の考え方、地産地消、生産者情報等の公開）や調理工程等における食品衛生管理体制	
	(3) 円滑な業務遂行	①専門職を含む従業員の定着率向上に関する施策	20点
		②人員配置及び指揮命令系統、1日のスケジュール内容（正社員、パート等の配置、勤務シフトなど）	
	(4) 危機管理体制	①設備等の管理、緊急事態への対応及び連絡報告体制	20点
②食中毒・大規模災害等発生時における給食体制の確保（代行保証制度等の体制整備）			
(5) 従業員の育成	①技術及びモラルの向上並びに接遇、安全管理研修（感染防止対策等）	5点	
見積りに関する項目	(6) 予算額に対する見積額	①提出された給食業務委託見積額の評価	10点
合計			100点

※上記の項目（見積金額は除く）については、次の6段階評価により評点を計算する。

[特に良い] 評点×1.0 [良い] 評点×0.8 [普通] 評点×0.6
[やや劣る] 評点×0.4 [劣る] 評点×0.2 [提案なし] 0点

※見積金額については、次のとおり評点を計算する。なお、小数点未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

見積金額の評点 = 10点 × (最低提案価格 / 当該提案価格)